

日本弁理士会監事立候補のご挨拶

神 林 恵 美 子



このたび、PA 会からのご推薦をいただき、令和 6 年度の日本弁理士会の監事に立候補させて頂くことになりました、神林恵美子です。どうぞ宜しくお願い致します。

少し前のことですが、若手弁理士と話をしていたところ、「神林先生って、僕が生まれる前から弁理士だったんですね。」と言われてハッとしました。自分が弁理士になりたてだった頃、同様の話をベテラン弁理士に言ったことをデジャブのように思い起こしました。

自分が弁理士登録をしてから既に 30 年余りが経過していますので、確かに、20 代の合格者であれば、私が弁理士登録をした後に生まれていたこととなります。30 年余りという期間の長さをしみじみ感じてしまいました。

その長い期間の中で、PA 会初の女性幹事長及び PA 会初の女性副会長も歴任することとなりました。特に PA 会幹事長を務めたときには、「初の女性幹事長だから、みんなで支えなければ。」という周囲の言葉が、「これで何か大失敗したら次の女性幹事長はもうない。」(もう二度と女性を幹事長に選ぶことはない。)と聞こえました。そうした妙なプレッシャーに耐えながらも、次の女性会員の未来に繋がるように、と懸命に会務をこなしました。

その一方で、「PA 会初の女性幹事長なんだから皆で支えてね。」と逆手にとって、それまでタブー視されていたことも実行しました。例えば、当時は、幹事長を務め終わると、作業部会の担当幹事を外れることになっていました。ですが、私は、人事部や政策部会等の担当幹事に幹事長経験者に就任してもらいその経験を活かせるようにしました。また、交通費は自腹が常識でしたが、東海支部の幹事が幹事会に出席するための交通費を補助することとしました。幹事会への出席率を挙げて東海支部の存在感を高めるためでした。

更に、当時は、幹事会には常任幹事や作業部会担

当幹事などの幹事のみしか出席できませんでしたが、作業部会の部会長も出席できるようにして、幹事会に若手の声を反映できるようにしました。当時は、幹事じゃない人を幹事会に出席させるの?と疑問視する声や、若手の部会長からも「偉い人がたくさんいる幹事会に自分なんかが出るの?」と戸惑いの声も聞かれました。

ですが、あれから 20 年近く経過した今では、いずれも、当たり前のことのように現在の幹事会にそのまま継承されています。当時は、常識外れ、あるいは、何となくタブーだったことではありましたが、今となっては、自分がやったことは間違っていなかったと自負しています。

さて、監事の仕事は、外部監事と共に監事会を構成して、執行役員会の会務の執行状況と会計状況を監査することと聞いております。

残念ながら、今までの常議員、執行理事、副会長といった会務経験の中では、監事の仕事に関わったことはありませんでした。かろうじて執行理事のときに、監事会からの書面の質問状の中に商標に関する質問がありましたので、それに回答した程度です。

とは言え、通算 9 年の弁理士試験試験委員や商標制度小委員会委員などの経験から、外部の弁護士や学者たちと協力して仕事をこなすことには何も抵抗はありません。また、執行役員会の会務がどのようなものであるかは、執行理事及び副会長の経験からおおよそ理解しているつもりです。更に、単なる慣習に囚われることなく物事を判断する素養と実行力も身につけていると思います。

このたび、監事として立候補する機会を頂戴しましたので、これまでの経験を監事として活かせるよう頑張る所存です。つきましては、皆様のご支援の程宜しくお願い申し上げます。

因みに、監事については、PA 会初の女性監事ではないことに安堵しております。

(文書責任者：坂本智弘)